新座市路外駐車場の設置及び届出

ガイドブック

新座市イメージキャラクター「ゾウキリン」

目　次

Ⅰ　路外駐車場について

1．路外駐車場とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
2．路外駐車場設置の際に届出を規定している法律・・・・・・・・・・・・・・・・1
3．届出が必要な路外駐車場・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
4．路外駐車場設置に係る関係法令に基づく届出が必要な駐車場・・・・・・・・・2
5．路外駐車場の届出の要否・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2

Ⅱ　駐車場法

1．駐車場法の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
2．構造及び設備について一定の技術的基準に適合しなければならない
　路外駐車場・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
3．駐車場法に基づく届出・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
4．路外駐車場設置（変更）等の届出の手続き・・・・・・・・・・・・・・・・・3
5．路外駐車場の届出に必要な書類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
6．路外駐車場の設置・変更等届出事務の流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・6
7．路外駐車場の構造及び設備に関する技術的基準・・・・・・・・・・・・・・・7

Ⅲ　高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律

1．バリアフリー新法の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
2．移動等円滑化のために必要な構造及び設備に関する基準に適合
　しなければならない路外駐車場・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
3．バリアフリー新法に基づく届出・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
4．特定路外駐車場設置（変更）等の届出の手続き・・・・・・・・・・・・・・13
5．特定路外駐車場の届出に必要な書類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
6．路外駐車場移動等円滑化基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14

Ⅳ　埼玉県福祉のまちづくり条例

1．埼玉県福祉のまちづくり条例の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17
2．構造及び設備について整備基準に適合しなければならない駐車場・・・・・17
3．埼玉県福祉のまちづくり条例に基づく届出・・・・・・・・・・・・・・・・17
4．特定生活関連施設新築等（変更）の届出の手続き・・・・・・・・・・・・・17
5．特定生活関連施設新築等（変更）届出に必要な書類・・・・・・・・・・・・18
6．特定生活関連施設（駐車場）の構造及び設備に関する整備基準・・・・・・19

本ガイドブックのなかで、下記法令等は略称を使用しています。

「法」・・・・・・・・・・・駐車場法

「施行令」・・・・・・・・・駐車場法施行令

「省令」・・・・・・・・・・駐車場法施行規則

「バリアフリー新法」・・・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律

「福祉のまちづくり条例」・・・埼玉県福祉のまちづくり条例

※なお、路外駐車場を設置する等の際は、基本設計の段階で、都市計画課に事前相談してくださいますようお願いします。また、法令の改正等がありますので、最新の法令を必ず御確認ください。

Ⅰ　路外駐車場について

1.路外駐車場とは

路外駐車場は、道路の路面外に設置される自動車の駐車のための施設であって、一般公共の用に供する駐車場をいいます（法第２条第２項）。

2.路外駐車場設置の際に届出を規定している法律等

①駐車場法
②高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
③埼玉県福祉のまちづくり条例

3.届出が必要な路外駐車場

下記３つの要件の全てを満たす駐車場は関係法令に基づく届出が必要です。
また、届け出ている内容について変更する場合も届出が必要です。

要件１：一般公共の用に供する(※１)駐車場
要件２：自動車の駐車の用に供する部分の面積（※２）が５００㎡以上である
要件３：利用者から駐車料金を徴収する

※１「一般公共の用に供する」とは

不特定多数の者が駐車場管理者が定める管理規程に基づく営業時間内において、自由にこれを使用できる状態にあるもので、恣意的に特定の者の利用を拒むことができないものです。例えば、月極駐車場や従業員など特定の者以外の利用ができない専用駐車場は、一般公共の用に供しているとはいえません。

一方、店舗や施設等の駐車場の利用者は、特定の者とはいえませんので、一般公共の用に供していることになります。

なお、専用駐車場と判断されるためには、当該駐車場の利用実態から一般公共の用に供されていないことが明らかでなければなりません。例えば、駐車場の入り口で管理人が一般の利用を排除している場合等が該当するのであり、単に看板をもうけるのみでは、こうした実態が備わっているとは言えません。

※２「自動車の駐車の用に供する部分の面積」とは

駐車ますの面積であり、車路や管理室等は含まれません。

なお、駐車ますと車路が構造上判然としない場合、自動車の駐車の用に供する部分の面積は、駐車ますと車路の両方の面積を含むこととなります。

4 路外駐車場設置に係る関係法令に基づく届出が必要な駐車場

	①駐車場法	②バリアフリー新法	③福祉のまちづくり条例
法令上名称	路外駐車場	特定路外駐車場	路外駐車場
対象区域	新座市域全域		
対象規模	500㎡以上		
その他	駐車料金徴収		
開放状況	一般開放		
除外駐車場		道路、公園、建築物、建築物特定施設の駐車場	公園、建築物の駐車場
届出先	新座市		新座市（経由） 埼玉県（検査等）

5 路外駐車場の届出の要否

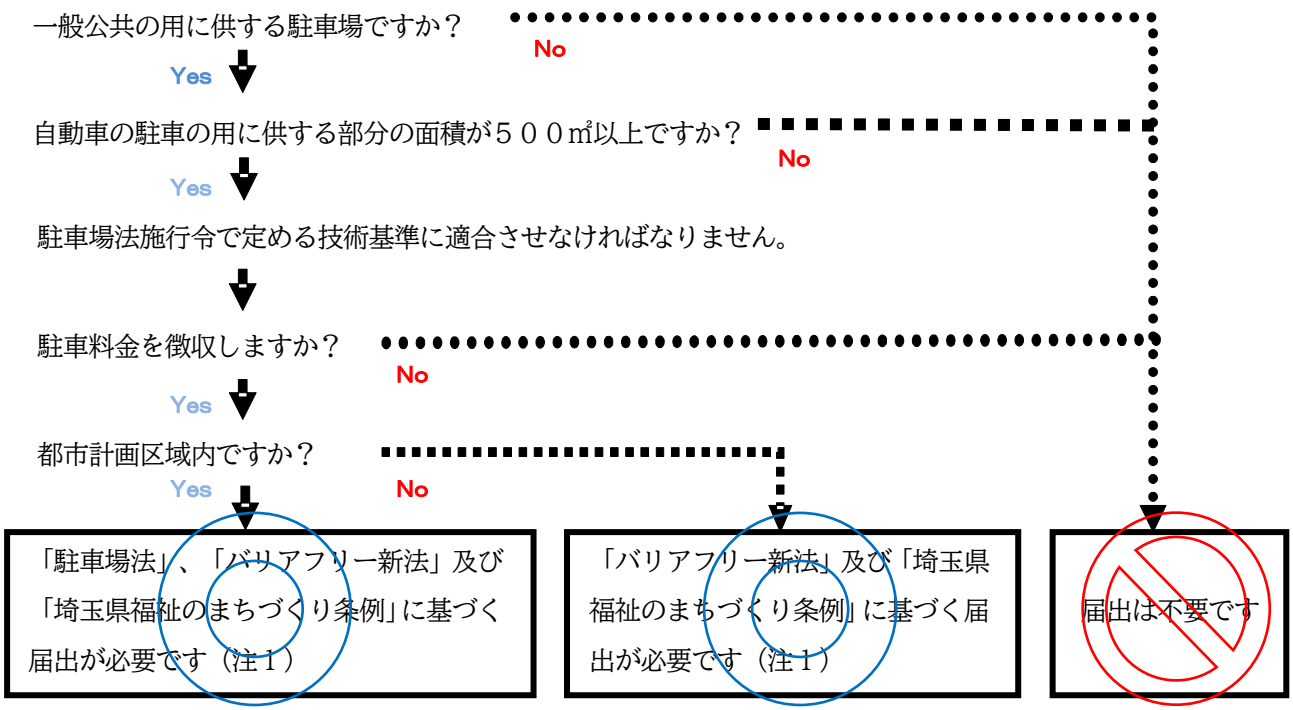

注１：バリアフリー新法及び埼玉県福祉のまちづくり条例の届出対象から除外される駐車場は、上記４の表を参照する

Ⅱ　駐車場法

1.駐車場法の概要

路外駐車場に関する法律として、「駐車場法」が昭和３２年に制定されています。

路外駐車場は、不特定多数の方が利用することから、路外駐車場を管理する者の責務の明確化とこれに伴う監督の必要性を鑑み、どこにどのような規模、構造及び設備等の路外駐車場が設置されるかを行政機関が把握することが必要です。

このため、都市計画区域内の路外駐車場を管理する者は、駐車料金を徴収する路外駐車場を設置するなどの際には、この法律に基づき位置、規模、構造、設備その他必要な書類を届け出る必要があります。

2.構造及び設備について一定の技術的基準に適合しなければならない路外駐車場

路外駐車場で自動車の駐車の用に供する部分の面積が５００㎡以上あるものは、駐車場法施行令その他関係法令の規定で定める技術基準によらなければなりません（法第１１条）。

3.駐車場法に基づく届出

（１）路外駐車場設置（変更）の届出

都市計画区域内（新座市域全域は都市計画区域です。）における路外駐車場で、自動車の駐車の用に供する部分の面積が５００㎡以上で駐車料金を徴収する駐車場を設置する者（以下、「路外駐車場管理者」という。）は、事前に規定に基づく内容を市長に届出なければなりません。また、届け出てある内容を変更しようとするときも、届出が必要です（法第１２条）。

（２）路外駐車場管理規程（変更）の届出

路外駐車場管理者は、路外駐車場の供用を開始しようとするときは、事前に管理規程を定め、供用開始後１０日以内に市長へ届け出なければなりません。また、管理規程に定めた事項を変更したときも、１０日以内に届出が必要です（法第１３条）。

（３）路外駐車場休止等の届出

路外駐車場管理者は、路外駐車場の全部又は一部の供用を休止し、又は廃止したときは、１０日以内に市長へ届け出なければなりません。休止している路外駐車場の全部又は一部の供用を開始したときも、届出が必要です（法第１４条）。

4.路外駐車場設置(変更)等の届出の手続き

（１）事前協議

路外駐車場の設置（変更）を計画したときは、新座市都市計画課と駐車場法施行令等で定める技術基準及び提出書類等について協議してください。

（２）届出に必要な書類

路外駐車場管理者は、路外駐車場設置届出書に添付書類を添えて正副各１部を駐車場の工事着手前に提出してください。

（３）届出書・図面審査

路外駐車場設置届出書等に不備があった場合、速やかに修正して再提出してください。

（４）届出書受理

路外駐車場設置届出書等に不備がなければ受理をし、その旨を路外駐車場管理者に連絡します。工事の着手は、その後に行ってください。

（５）立入検査

路外駐車場管理者は、市に対して工事完了報告を行ってください。これを受けて、市は、現地駐車場の検査を行います。

（６）適合確認

検査の結果、施行令に基づく技術基準等に適合している場合に、駐車場の供用開始までに届出書の副本を返却します。

（７）是正命令

検査の結果、適合基準を満たしていない場合は、市は、基準に適合するよう是正命令を行います。是正命令後に再検査を行い、適合基準に満たす場合は、駐車場の供用開始までに届出書の副本を返却します。

（８）管理規程審査

路外駐車場管理者は、供用開始後、１０日以内に路外駐車場管理規定届出書に管理規程を添えて、正副各１部を提出してください。市は、届け出された内容を確認後、副本を返却します。

（９）届出事項・管理規定の変更

路外駐車場管理者は、駐車場施設の増改築及び駐車場台数の変更等が発生する場合は、事前に路外駐車場変更届出書及び変更事項が分かる図面等の正副各１部を提出してください。その後の事務手続きは新設の場合と同様です。

管理規程に定めた事項（駐車料金、営業時間等）を変更したときは、変更後１０日以内に路外駐車場管理規程変更届出書に変更した管理規程を添えて正副各１部提出してください（法第１３条第４項）。内容を確認後、副本を返却します。

（１０）駐車場の休止・再開・廃止の届出

供用開始後に路外駐車場の全部または一部の供用を休止又は廃止したときは、１０日以内に路外駐車場休止（再開・廃止）届出書及び平面図を正副各１部提出してください。

また、現に休止している路外駐車場の全部又は一部の供用を再開したときも同様になります（法第１４条）。

5.路外駐車場の届出に必要な書類

<table>
<tr><th></th><th colspan="2">必　要　書　類
※提出部数は、正・副各１部です。
※代理人が手続きする場合は、委任状が必要です。</th><th>駐車場法
※駐車場が建築物</th><th>駐車場法　及び
バリアフリー新法
※駐車場が建築物以外</th></tr>
<tr><td rowspan="17">設置届出関係</td><td colspan="2">●路外駐車場設置（変更）届出書</td><td>○</td><td rowspan="8">○</td></tr>
<tr><td colspan="2">●特定路外駐車場ただし書に基づく設置届出書</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">●位置図（縮尺１/10,000 以上）</td><td rowspan="15">○</td></tr>
<tr><td colspan="2">●平面図（縮尺１/２００以上）
※出入口のある階、２層以上の場合は各階
※以下の事項を図面中に記載する。
・駐車場の区域（一般公共の用に供される部分及び一般公共以外の用に供される部分の範囲）
・出入口、車路（幅員、路面の仕上げ状況）その他主要な施設（事務所、料金所、照明装置、警報装置等）
・周辺道路等の状況（前面道路、バス停、横断歩道交差点等､施行令第７条第１項に定められているもの）
・路外駐車場車椅子使用者用駐車施設の位置（バリアフリー新法関連）（建築物の場合は除く）
・路外駐車場移動等円滑化経路（バリアフリー新法関連）（建築物の場合は除く）</td></tr>
<tr><td colspan="2">●立面図（縮尺１/２００以上）［２面以上］</td><td rowspan="7"></td></tr>
<tr><td colspan="2">●断面図（縮尺１/２００以上）［２面以上］</td></tr>
<tr><td colspan="2">●屈曲部、傾斜部等の詳細図（縮尺１/２００以上）</td></tr>
<tr><td colspan="2">●建築確認済証の写し（建築物に附置する届出駐車場）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">●機械式駐車施設の場合</td><td>大臣認定書の写し</td></tr>
<tr><td>仕様図又は構造図</td></tr>
<tr><td colspan="2">●路外駐車場の構造及び設備ならびに届出に関するﾁｪｯｸﾘｽﾄ</td><td rowspan="2">○</td></tr>
<tr><td colspan="2">●特定路外駐車場の構造及び設備に関するﾁｪｯｸﾘｽﾄ</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="5">管理規程</td><td colspan="2">●路外駐車場管理規程（変更）届出書</td><td rowspan="5">○</td><td rowspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">●建築検査済証の写し（建築物の場合）</td></tr>
<tr><td colspan="2">●定期（月極）駐車契約書（定期契約部分がある場合）</td></tr>
<tr><td colspan="2">●業務（管理）委託契約書（委託する場合）</td><td rowspan="2">○</td></tr>
<tr><td colspan="2">●管理規程チェックリスト</td></tr>
<tr><td colspan="3">【その他】
上記以外に参考となるべき事項を記載した図書を求める場合があります。（例：所轄警察署等との協議記録等）</td><td colspan="2">○</td></tr>
</table>

6.路外駐車場の設置･変更等届出事務の流れ

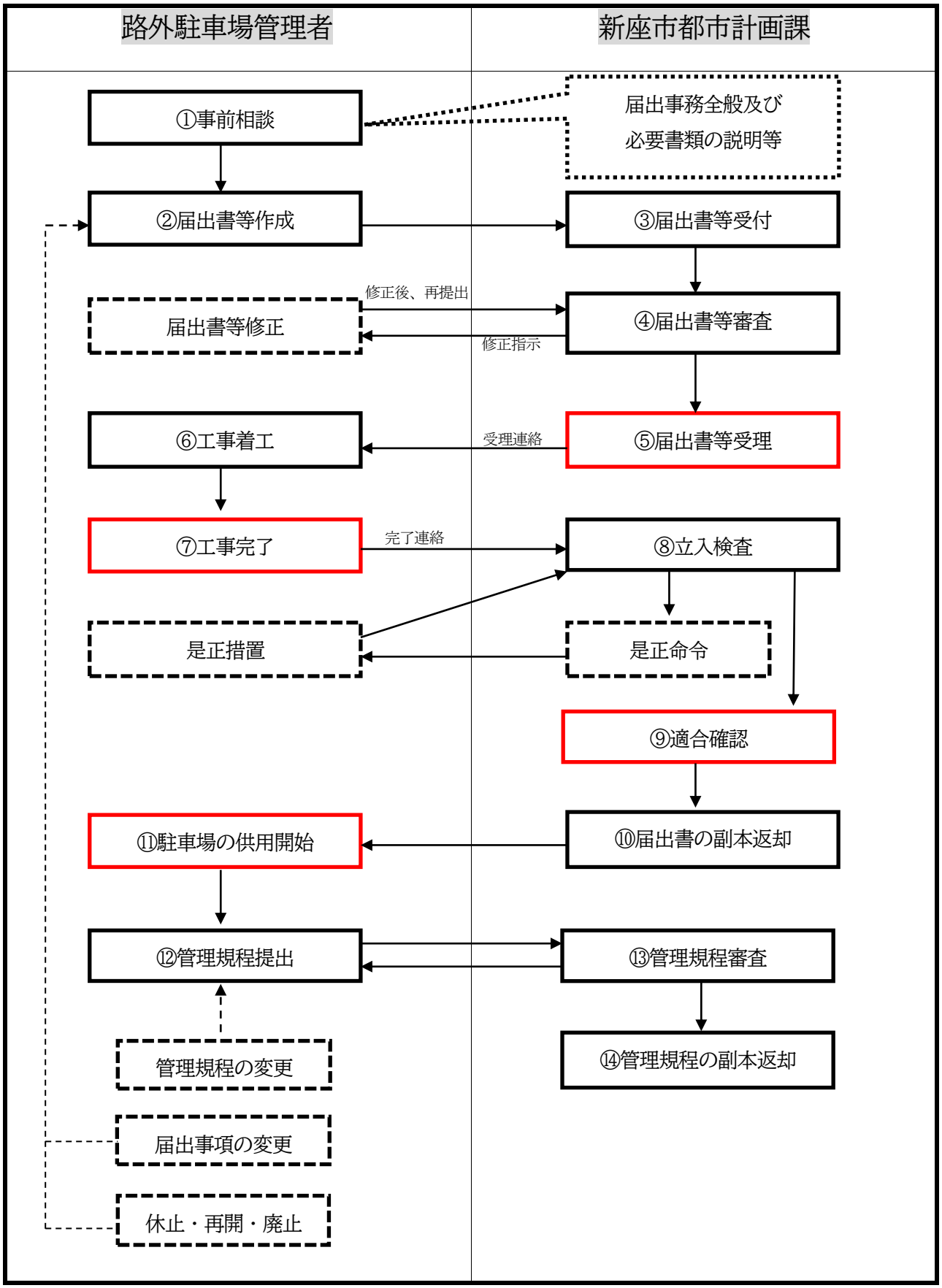

7. 路外駐車場の構造及び設備に関する技術的基準

（１）路外駐車場の出口及び入口を設けることができない箇所

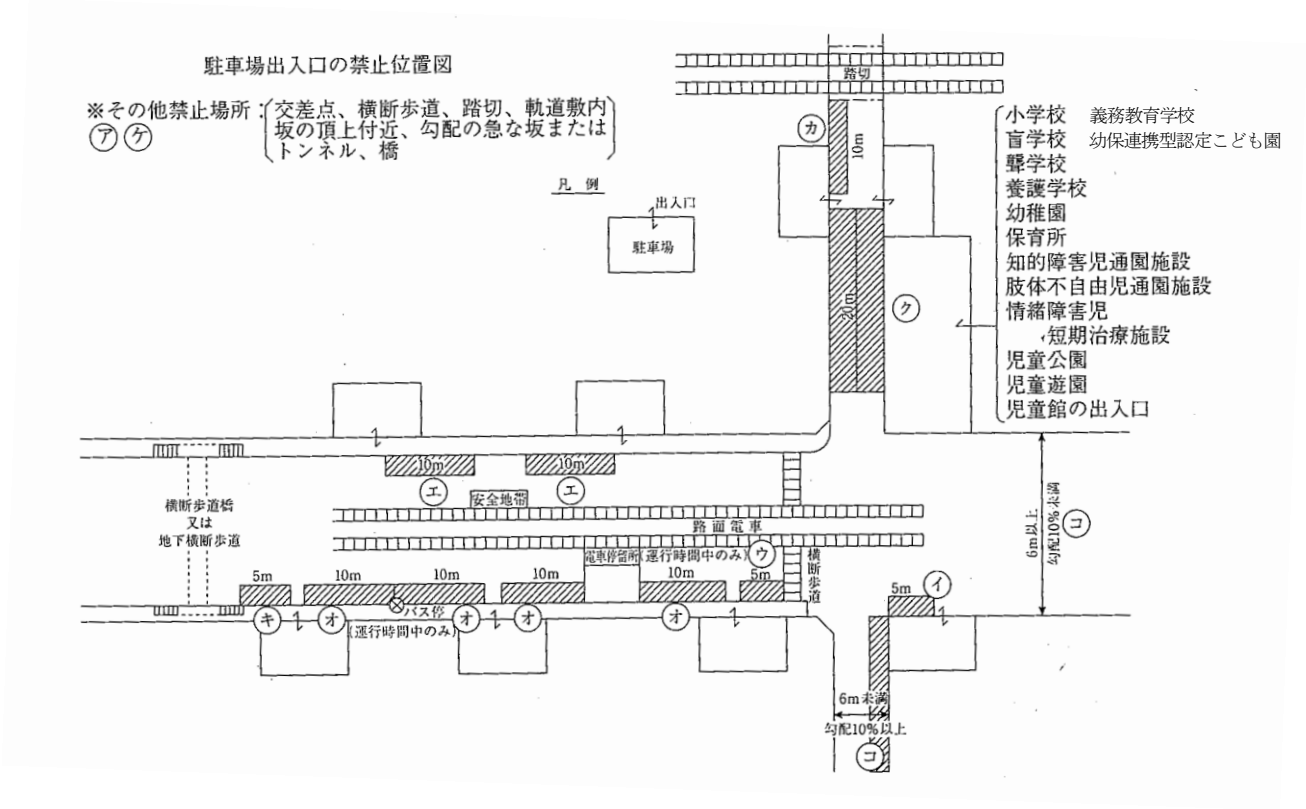

① 道路交通法第４４条各号に掲げる道路の部分とは停車及び駐車を禁止する場所であり、以下の㋐～㋘の箇所が該当します。

㋐　交差点、横断歩道、自転車横断帯、踏切、軌道敷内、坂の頂上付近、勾配の急な坂又はトンネル

㋑　交差点の側端又は道路のまがりかどから５m以内の部分

㋒　横断歩道又は自転車横断帯の前後の側端からそれぞれ前後に５m以内の部分

㋓　安全地帯が設けられている道路の当該安全地帯の左側の部分及び当該部分の前後の側端からそれぞれ前後に１０m以内の部分

㋔　乗合自動車の停留所又はトロリーバス若しくは路面電車の停留場を表示する標示柱又は標示板が設けられている位置から１０m以内の部分（当該停留所又は停留場に係る運行系統に属する乗合自動車、トロリーバス又は路面電車の運行時間中に限る）

㋕　踏切の前後の側端からそれぞれ前後に１０m以内の部分

㋖　横断歩道橋（地下横断歩道を含む）の昇降口から５メートル以内の道路の部分

㋗　幼稚園、小学校、義務教育学校、特別支援学校、幼保連携型認定こども園、保育所、児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設、児童公園、児童遊園又は児童館の出入口から二十メートル以内の部分（当該出入口に接する柵の設けられた歩道を有する道路及び当該出入口に接する歩道を有し、かつ、縁石線又は柵その他これに類する工作物により車線が往復の方向別に分離されている道路以外の道路にあつては、当該出入口の反対側及び

その左右二十メートル以内の部分を含む。）

㋕　橋

㋖　幅員が６ｍ未満の道路又は縦断勾配が１０％を超える道路

（２）国土交通大臣の認定により出入口の設置が可能な箇所

交差点の側端又は道路のまがりかどから５ｍ以内の部分、安全地帯の左側及びそこから１０ｍ以内の部分、乗合自動車の停留所又は路面電車の停留場の標示柱等から１０ｍ以内の部分、幅員６ｍ未満の道路、トンネル、橋については、道路の円滑かつ安全な交通に支障がないと国土交通大臣が認めたものに限り路外駐車場の出入口を設けることができます。

※　具体的にいかなる場合に「道路の円滑かつ安全な交通に支障がない」と認められるかは、現地の交通状況や交差点形状に応じて、関係する道路管理者、都道府県公安員会との協議又は意見聴取を経て個別具体的に判断されることとなります。

なお、この国土交通大臣の認定手続きは、各地方整備局に委任されています。

（３）入口と出口の隔離

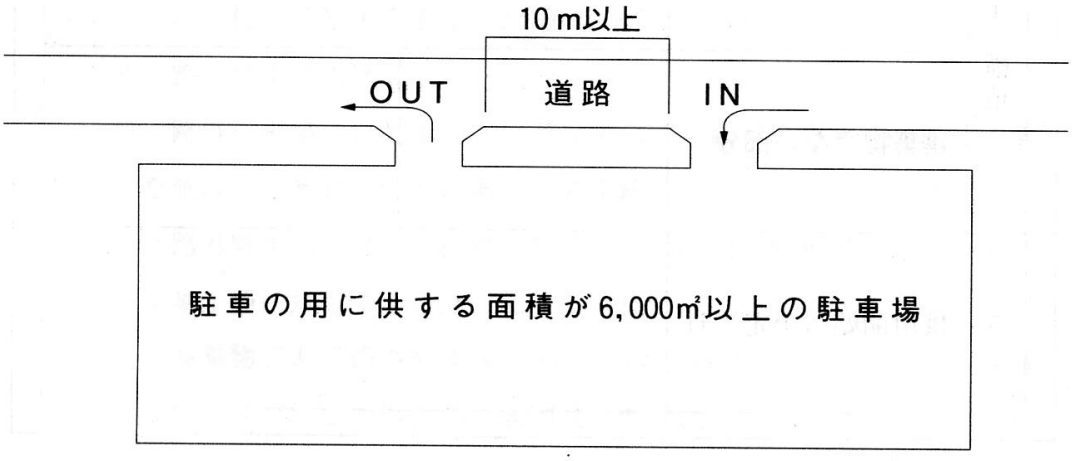

自動車の駐車の用に供する部分の面積が６，０００㎡以上の場合は、入出庫が多くなるため、出入口を分離し、かつ１０ｍ以上の間隔をとることにより道路交通の安全と円滑化を確保するものとしています。

※　ただし、自動車の出入口が設置される道路が中央分離帯によって、物理的に往復の方向別に分離されている場合は、出口と入口との間隔を１０ｍ未満とすることも可能です。

（4）出入口の隅切り

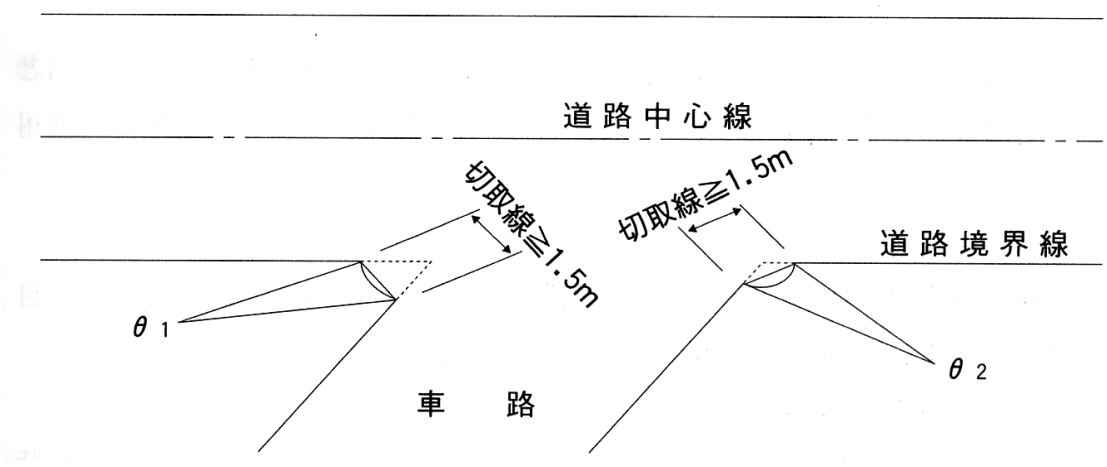

自動車の出口又は入口において自動車の回転を容易にするために必要があるときは、隅切りが義務付けられています。この場合、切取線と車路と角度及び切取線と道路との角度を等しくすることを標準とし、かつ、切取線の長さは１．５m以上としなければなりません。

また、車路は、前面道路に直角に設置することが望ましい。

（5）出口付近の構造

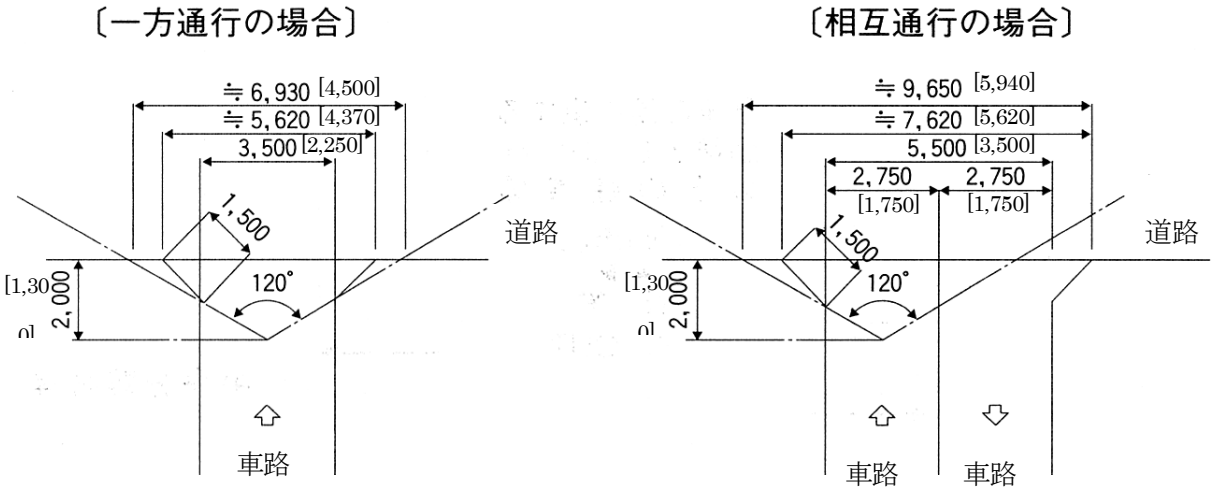

駐車場の出口付近では出庫車両の動線と道路を歩いている人との動線が交差するため、十分な安全性を確保する必要があります。このため、自動車の出口付近の構造は、当該出口から２m後退した自動車の車路の中心線上１．４mの高さにおいて、道路の中心線に直角に向かって左右にそれぞれ６０度以上の範囲内において、当該道路を通行する人を確認できるように視界を確保しなければなりません。一方通行にあっては、約６．９m、相互通行にあっては約９．７mの見開きが必要です。

※［　］内は、自動二輪車専用駐車場の場合の値になります。

（6）車路

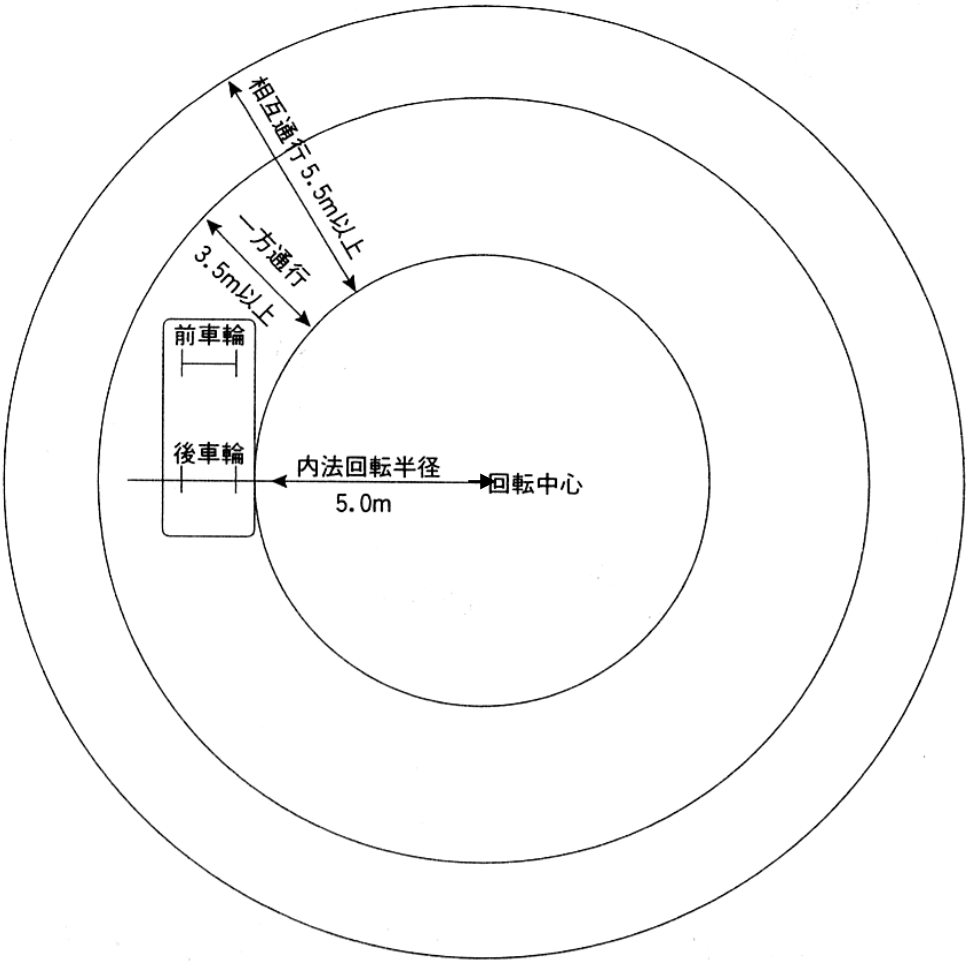

① 自動車の車路の幅員は、５．５m[３．５m]以上としなければならない。ただし、一方通行の車路にあっては、３．５m[２．２５m]以上（料金所が設置され歩行者が通行しない一方通行の車路は２．７５m[１．７５m]以上）とすることができます。

② 建築物の場合、屈曲部（ターンテーブルが設けられているものを除く。）は、自動車が５．０m[３．０m]以上の内のり半径で回転できる構造でなければなりません。

内のり回転半径とは、後輪の車軸延長線上に回転中心を置き、その回転中心から半径５．０m[３．０m]以上の軌跡をいう。一方通行であればさらにその外側に３．５m[２．２５m]以上、相互通行であれば５．５m[３．５m]以上を加えた同心円が有効幅員として見なされることに留意してください。

※上記①及び②において、[　]内は自動二輪車専用駐車場の場合の値です。

（７）はり下の高さ・床面の照度（建築物の場合）

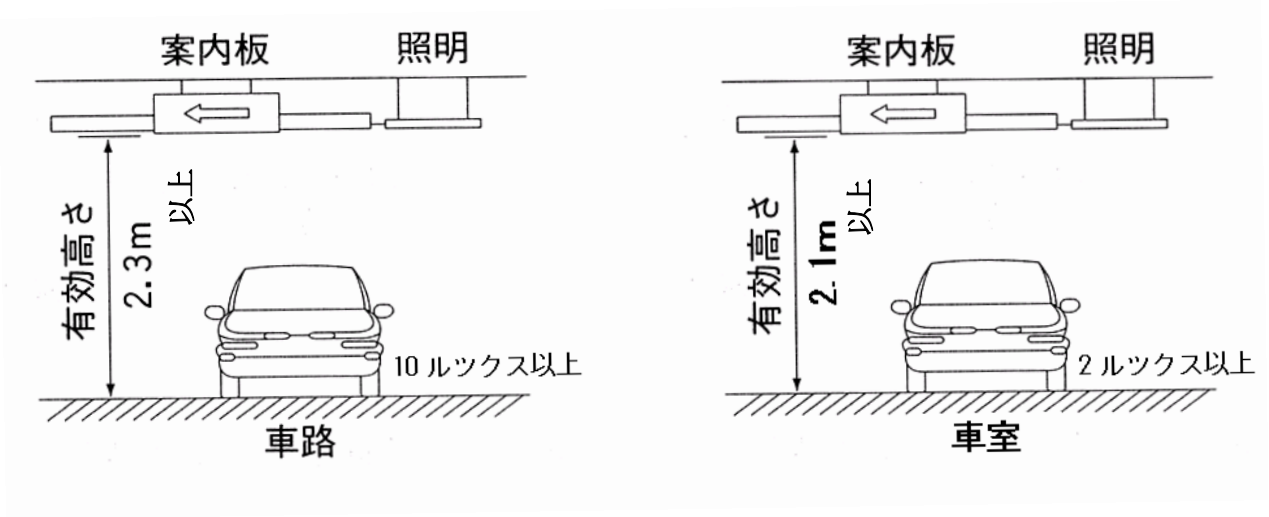

①　車路はスロープ部による自動車の傾き、又は、走行中のバウンド等を考慮して、はり下の必要寸法を駐車の用に供する部分の２．１ｍより０．２ｍの余裕を加えて２．３ｍとする必要があります。なお、はり下の高さとは建築設備も含む有効高さであることに注意してください。

　また、避難上最小限の明るさを確保するために車路の路面は１０ルツクス以上、自動車の駐車の用に供する部分の床面は２ルツクス以上の照度を保つための照明装置を設ける必要があります。

（８）換気装置（建築物の場合）

換気能力は下記の値以上とする必要がある。
機械換気の場合：必要換気量　Ｖ≧ 駐車場の床面積（㎡）×14
自然換気の場合：開口部の面積　Ａ×Ｂ≧（Ｗ×Ｌ）／10

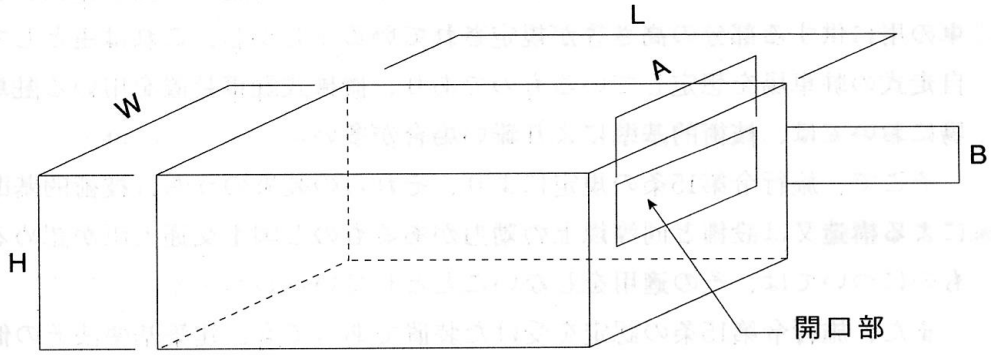

①　建築物である路外駐車場には、その内部の空気を床面積１㎡につき毎時１４㎥以上直接外気と交換する能力を有する換気装置を設けなければなりません（機械換気）。ただし、窓その他の開口部を有する階で、その開口部の換気に有効な部分の面積がその階の床面積の１０分の１以上であるものについては、この限りではありません（自然換気）。

　※対象面積については車室及び車路等も含みます。

Ⅲ　高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律

１．バリアフリー新法の概要

一体的・総合的なバリアフリー施策を推進するため、ハートビル法と交通バリアフリー法を統合・拡充したバリアフリー新法（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）が平成１８年１２月２０日に施行されました。

この法律の施行に伴い、路外駐車場を新たに設置する場合は、都市計画区域の内外を問わず、バリアフリー化の基準に適合するよう義務付けられています。これは、料金徴収する駐車場は立地が良いなど日常生活における利用頻度が高くなっているため、駐車場利用者に対する安全性、利便性の確保について配慮する責務を負っていると考えられるからです。

バリアフリー新法の施行により、「駐車場法」と「バリアフリー新法」の対象となる路外駐車場は、両法律に基づく届出をしなければなりません。ただし、都市計画区域内の路外駐車場管理者に対する届出義務を二重に課すことを排除するため、駐車場法に基づく届出にバリアフリー化の状況がわかる書面を追加することにより、バリアフリー新法における届出義務を免除することとしています。

２.移動等円滑化のために必要な構造及び設備に関する基準に適合しなければならない路外駐車場

路外駐車場で自動車の駐車の用に供する部分の面積が５００㎡以上あり、かつその利用について駐車料金を徴収するもの（建築物又はその敷地に設けられる駐車場を除く。以下、「特定路外駐車場」という。）は、国土交通省令で定める構造、設備の技術基準（以下、「路外駐車場移動等円滑化基準」という。）に適合しなければなりません（バリアフリー新法第１１条）。

3.バリアフリー新法に基づく届出

路外駐車場管理者等は、特定路外駐車場を設置するときは、あらかじめ、主務省令で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければなりません。ただし、駐車場法第１２条の規定による届出をしなければならない場合にあっては、バリアフリー新法第１２条の規定により届出書に主務省令で定める書面を添付して届け出ることができます。また、届け出た事項を変更しようとするときも、届出が必要です。

※バリアフリー新法の特定路外駐車場から除外される路外駐車場

路外駐車場には、道路の付属物、公園の施設、建築物及び建築物の付属施設になっているものがあります。これらの路外駐車場のバリアフリー化の基準適合義務は、路外駐車場管理者と各施設管理者が義務付けを行なうことになっています。例えば、建築物である場合には、建築確認により建築前に審査することが可能であり、道路、公園についてもそれぞれの管理者がバリアフリー化の基準適合の義務を果たしています。このため、これらの施設（道路、公園、建築物等）は特定路外駐車場から除外しています。

4.特定路外駐車場設置(変更)等の届出の手続き

（１）事前協議

特定路外駐車場の設置（変更）を計画したときは、新座市都市計画課と路外駐車場移動等円滑化基準及び提出書類等について協議してください。

（２）特定路外駐車場設置（変更）届出

事前協議終了後、工事着工までに駐車場法第１２条の届出書に添付書類を添えて届け出てください。

（３）報告・資料の提出・立入検査

届出の内容に疑義が生じた場合、報告若しくは資料の提出を求め、又は立入検査を行うことがあります。

（４）是正命令

路外駐車場移動等円滑化基準に適合していない場合は、是正命令を行うことがあります。

（５）罰則規定

上記（１）から（４）までの届出や命令に従わなかった場合、罰則規定があります。

5.特定路外駐車場の届出に必要な書類

特定路外駐車場の設置、変更を行う場合、工事着工前までに、下記の書類を正副各１部提出してください。なお、必要書類は、駐車場法第１２条に基づく届出の要否により異なります。

駐車場法第１２条に基づく届出が必要な場合	
必要書類	●バリアフリー新法第１２条第１項ただし書に基づく、路外駐車場設置（変更）届出書に添付する書面
	●路外駐車場移動円滑化基準チェック表
	●平面図　縮尺１／２００以上（以下の事項を表示したもの） （１）路外駐車場車椅子使用者用駐車施設 （２）路外駐車場移動等円滑化経路その他主要施設 ※駐車場法第１２条に基づく届出書の添付図面に表示してください。 ※変更の場合は、変更しようとする事項に係る図面のみ添付してください。

駐車場法第１２条に基づく届出が不要な場合	
必要書類	●特定路外駐車場設置（変更）届出書
	●路外駐車場移動円滑化基準チェック表
	●平面図　縮尺１／２００以上（以下の事項を表示したもの） （１）路外駐車場車椅子使用者用駐車施設 （２）路外駐車場移動等円滑化経路その他主要施設 ※変更の場合は、変更しようとする事項に係る図面のみ添付してください。

6.路外駐車場移動等円滑化基準

（１）特定路外駐車場の構造

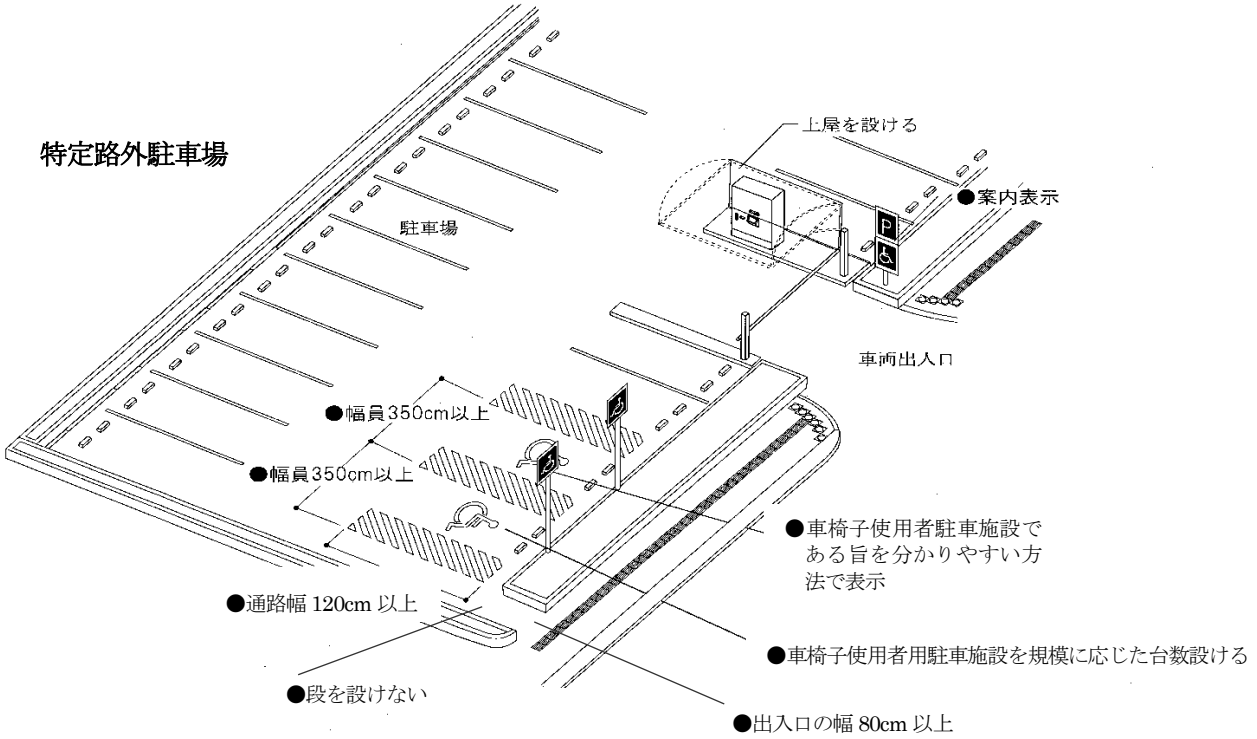

① 特定路外駐車場には、車椅子を使用している者が円滑に利用することができる駐車施設を、駐車場の規模に応じた台数分設けなければならない。（幅が 350ｃｍ以上のもの）

駐車場の規模	車椅子使用者用駐車施設を設けなければならない台数
駐車台数２００台以下	駐車台数の２％（端数切り上げ）
駐車台数２００台超	駐車台数の１％＋２（端数切り上げ）

② 路外駐車場車椅子使用者用駐車施設から道又は公園、広場その他の空地までの経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。

③ 路外駐車場車椅子使用者用駐車施設又はその付近に、路外駐車場車椅子使用者用駐車施設の表示をすること。

④ 路外駐車場車椅子使用者用駐車施設から道又は公園、広場その他の空地までの経路のうち１以上を高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路（路外駐車場移動等円滑化経路）にしなければならない。

⑤ 当該路外駐車場移動等円滑化経路上に段を設けないこと。ただし、傾斜路を併設する場合は、この限りでない。

（2）通路・経路

車いすの動作寸法

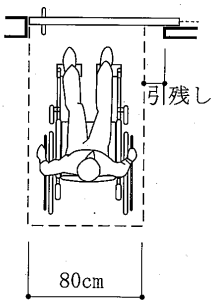

車いす使用者が通過できる寸法

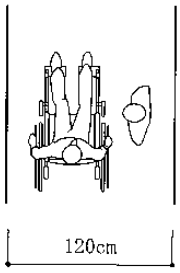

車いす使用者と横向きの人がすれ違える寸法

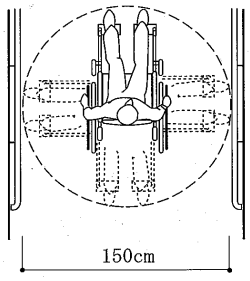

車いす使用者が回転できる通路寸法

① 当該路外駐車場移動等円滑化経路を構成する出入口の幅は、80ｃｍ以上とすること。

② 通路幅は、120ｃｍ以上とすること。

③ 50m以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けること。

（3）傾斜路

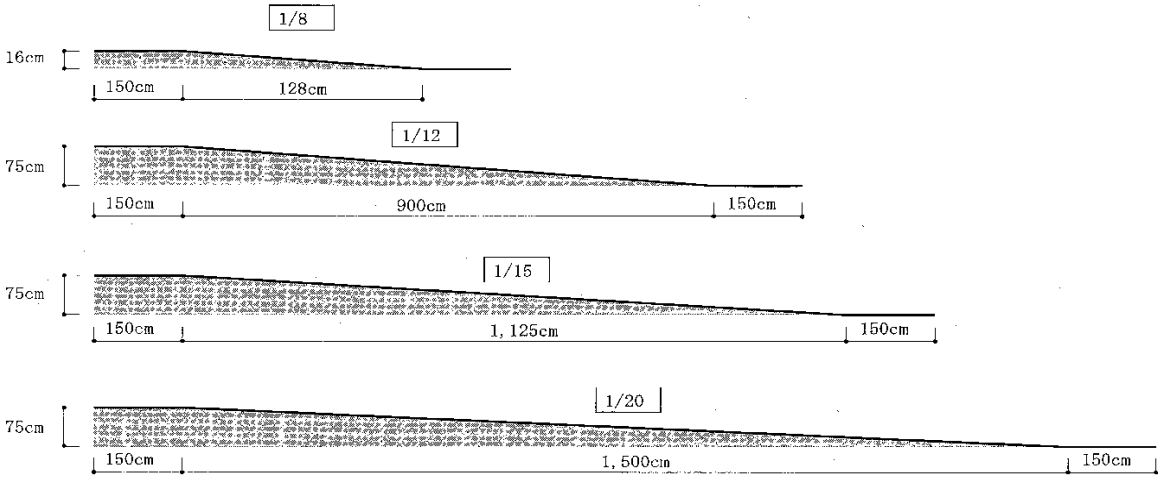

傾斜路のこう配　高さ75cm以内ごとに踊場を設ける。

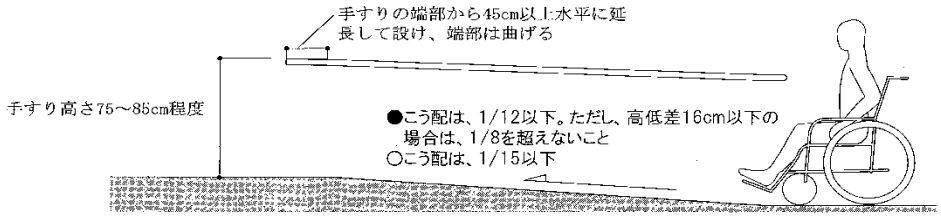

① 幅は、段に代わるものにあっては120ｃｍ以上、段に併設するものにあっては90ｃｍ以上とすること。

② 勾配は、12分の1を超えないこと。ただし、高さが16ｃｍ以下のものにあっては、8分の1を超えないこと。

③ 高さが75ｃｍを超えるもの（勾配が20分の1を超えるものに限る。）にあっては、高さ75ｃｍ以内ごとに踏幅が150ｃｍ以上の踊場を設けること。

④ 勾配が12分の1を超え、又は高さが16ｃｍを超え、かつ、勾配が20分の1を超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。

（４）特殊の装置

① 予想しない特殊の装置を用いる特定路外駐車場については、省令２条、３条の規定による構造又は設備と同等以上の能力があると認める場合においては適用しない。

Ⅳ 埼玉県福祉のまちづくり条例

１.埼玉県福祉のまちづくり条例の概要

埼玉県福祉のまちづくり条例は、高齢者や障害者をはじめすべての県民が安全で快適に生活できる生活環境、社会環境の整備を実現するため、平成８年４月１日に施行されました。この条例において、駐車場法第１２条により届出が必要となっている路外駐車場については、整備基準の遵守と届出が義務付けられています。

２.構造及び設備について整備基準に適合しなければならない駐車場

生活関連施設（駐車場法第２条第２号に規定する路外駐車場（駐車場法施行令第１５条に規定する国土交通大臣が認める特殊の装置を用いるものを除く。）であって、建築物以外のもの。）は、整備基準の遵守が必要になります。

またそのうち、自動車の駐車の用に供する部分の面積が５００平方メートル以上であって、その利用について料金を徴収する駐車場（以下、特定生活関連施設という。）は届出が必要です。

３.埼玉県福祉のまちづくり条例に基づく届出

生活関連施設のうち特に高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするための整備を促進することが必要な特定生活関連施設の設置又は変更（以下、新築等という。）をしようとする者（以下、特定生活関連施設設置者という。）は、規則に定めるところにより届け出なければなりません。また、届出に係る事項を変更しようとするときも、届出が必要です。

４.特定生活関連施設新築等（変更）の届出

（１）事前協議

特定生活関連施設（駐車場）の設置（変更）を計画したときは、新座市まちづくり計画課と整備項目及び提出書類等について協議してください。

（２）特定生活関連施設新築等（変更）届出

事前協議終了後、工事着工３０日前までに特定生活関連施設新築等（変更）届出書を正本１部副本２部提出してください。

新座市都市計画課で受付後、埼玉県福祉部福祉政策課へ送付します。

埼玉県福祉部福祉政策課で受付後、新座市を経由して副本を返却します。

（３）完了届出書

工事完了後、埼玉県福祉部福祉政策課へ完了届出書を提出してください。

【特定生活関連施設新築等(変更)の届出の手続きの流れ】

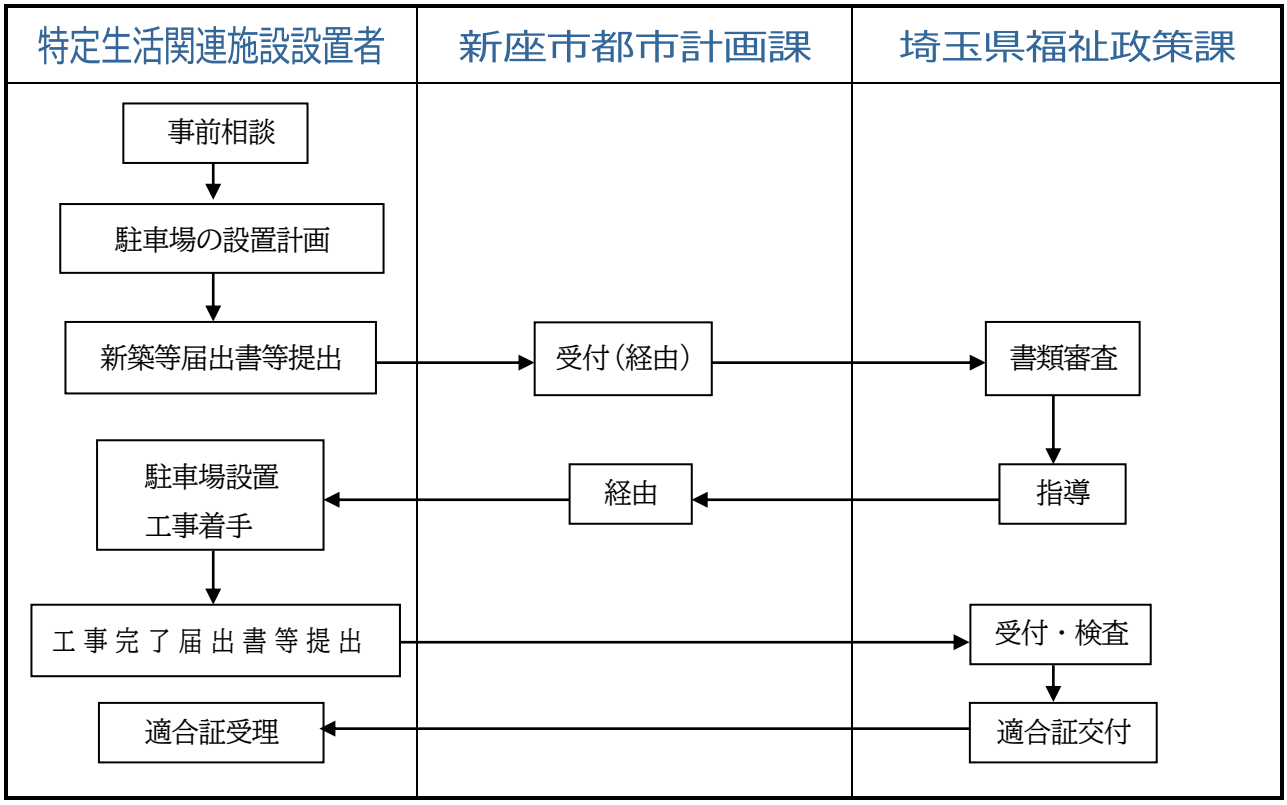

5.特定生活関連施設新築等(変更)届出に必要な書類

路外駐車場の設置又は変更を行う場合、新築等(変更)をしようとする日の３０日前までに、下記の書類を正副各１部提出してください。

特定生活関連施設新築等（変更）届出	
必要書類	●特定生活関連施設新築等届出書　又は　特定生活関連施設変更届出書
	●整備項目表（路外駐車場）
	●付近見取図（図中に方位、道路及び目標となる地物を明示する。）
	●平面図（以下の事項を明示したもの。） （１）縮尺、方位 （２）敷地の境界線、土地の高低、敷地の接する道の位置、路外駐車場及びその出入口の位置 （３）敷地内の車路の位置、車椅子使用者用駐車施設の位置及び幅 （４）路外駐車場の出入口から車椅子使用者用駐車施設までの通路の位置及び幅（当該通路が段、排水溝又は傾斜路及びその踊場を有する場合にあっては、それらの位置及び幅を含む。）

6.特定生活関連施設(駐車場)の構造及び設備に関する整備基準

路外駐車場（専ら大型自動二輪車及び普通自動二輪車（いずれも側車付きのものを除く。）の駐車のためのものを除く。）を設ける場合においては、車いす使用者用駐車施設を一以上設けるとともに、次に定める基準に適合するものとすること。

イ　路外駐車場の出入口から車椅子使用者用駐車施設までの経路の距離ができるだけ短くなる位置に設けること。

ロ　路外駐車場の出入口付近に、車椅子使用者用駐車施設が設けられている旨を見やすい方法により表示すること。

ハ　車椅子使用者用駐車施設から路外駐車場の出入口までの通路の構造は、車椅子使用者の円滑な通行に配慮したものとすること。

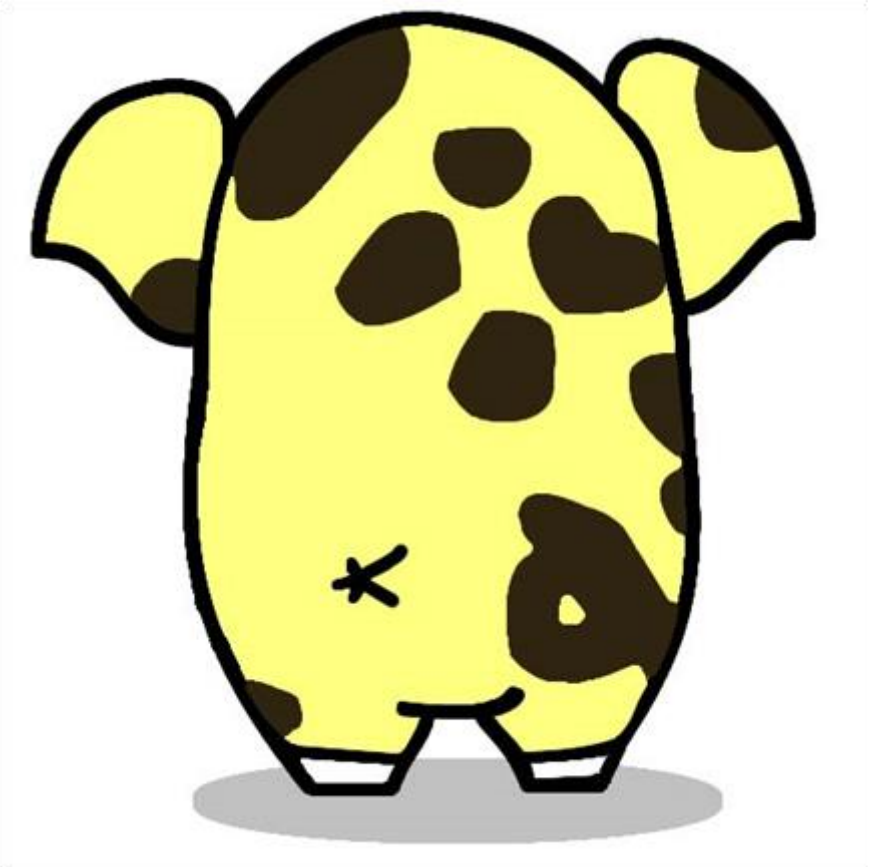

作　成：新座市まちづくり未来部都市計画課
〒352-8623
新座市野火止一丁目１番１号
TEL048-424-9613（直通）
発行：平成２６年３月
最終改訂：令和７年６月